HMS介護事業経営シンポジウム　1月28日(土)

2012年介護報酬改定の影響と地域包括ケア時代の介護事業経営

「社会保障と税の一体改革」の改革実行第1弾としての2012年診療・介護報酬同時改定が目前に迫り、1月25日には厚生労働相の諮問機関である介護給付費分科会は12年度の介護報酬改定方針を諮問通り厚労相に答申した。だが、2012年はあくまで2025年の超高齢社会に対応した地域包括ケア実現への第一歩に過ぎず、今後我が国の社会保障体制はさらなる変革を求められる。本シンポジウムでは、2012年介護報酬改定が与える介護事業経営へのインパクトを探ると共に、中・長期の事業構想策定のために、我が国の社会保障制度の将来や第5期介護保険事業計画の事業推進を見据えたこれからの介護事業経営のあり方、また、創設される「定期巡回・随時対応型サービス」や「複合型サービス」の新サービスを含め各論客に徹底討論していただいた。

大森　彌 氏

第1議席目は、社会保障審議会介護給付費分科会会長の大森彌氏が介護報酬改定の諮問答申までの経緯と政策の意図、社会保障の将来展望について講演。始めに自民党政権時代からの予算編成や報酬改定諮問答申までの経緯を解説しながら介護給付費分科会として限られた予算の中で、制度の維持継続と安定的なサービス提供を目指した審議を重ねてきたと大森会長。介護事業経営実態調査の結果からも今回の改定内容については妥当ではないかと述べた。また、今回施設系サービスが全体的に引き下げになっている事についても触れ、特に特養については、4月以降新設される多少室の特養は引き下げになることからも多少室の特養設立を抑制するという意向を示した。また、社会福祉法人に1兆円以上の内部留保がある事を挙げたうえで、社会福祉法人の課税と医療法人の特養参入について個人的には賛成であるという発言もあった。なお、介護給付費分科会の新たな取り組みとして介護給付費分科会の中に検証委員会を立ち上げて、今回の改定に関する検証・調査を行い、これについては介護経営実態調査より重要な調査項目が入っていると述べた。

東内　京一 氏

第2議席目は、和光市の保健福祉部 長寿あんしん課長 東内京一氏が、和光市の「地域ケア会議」や介護予防の取り組みの成功事例について講演。

冒頭に和光市の要介護・要支援認定率の推移表を示し、全国平均に比べ、和光市の要介護認定率が群を抜いて低いことを示した。つづいて和光市における介護予防の効果的な取り組みと独自の施策・事業について紹介した。その中でも人材育成のひとつの手段である「地域ケア会議」について詳しく解説。和光市の「地域ケア会議」では、地域包括支援センターの職員や関係事業者の職員が情報共有・意見交換を活発に行っており、他職種・他制度・地域人材の連携、ケアマネ支援の場になっている。また、ケアマネジメントの手順や高齢者の実態把握・プラン等を市内で統一・標準化しており、定期的に行っている講義形式の研修を通じて、ケアマネジメントの方法論・ツールを理解し、高度なケアマネジメントスキルが習得できる場となっていると述べた。今後ケアマネジャーのさらなるスキル確立と民間事業者と共有できるような仕組みも構築していきたいと述べた。なお、ケアマネジャーに求められるものは、高度なアセスメント・課題抽出能力・問題解決能力であると述べ講演を結んだ。

午後からは、「2012年介護報酬改定の影響分析と地域包括ケア時代の介護事業経営を探る」をテーマにシンポジウムを開催。始めに各シンポジストが各々の立場から講演。

江澤　和彦 氏

医療法人博愛会・和香会の理事長の江澤和彦氏は、全国老人保健施設協会常務理事の立場から介護老人保健施設の新たな基準・報酬について解説し、特に今回新設する在宅強化型・療養強化型の基本サービス費や算定用件について詳しく解説し、在宅復帰機能の高い施設の特徴を列挙した。また、現行の老人保健施設の課題については、在宅復帰率の低下や入所期間の長期化、リハビリテーション提供量の検討などを挙げ、今後の目指すべき老人保健施設の姿について言及した。

小山　剛 氏

次に、社会福祉法人こぶし園総合施設長の小山剛氏は、冒頭に自法人が展開する〝ネットワーク型サポートセンター〟を紹介。また、ヘルパーがいつでも利用者と顔を合わせながら相互連絡できる〝TV電話〟や全ヘルパーが情報共有ツールとして持参している〝ギャラクシー（タブレット端末）〟とその情報をいつでもプリントアウトできる〝モバイル型プリンター〟の活用についても紹介し、参加者は深い興味を示した。

地域包括ケアの将来像については、地域という枠組みの中で、同一事業者の同一スタッフが居宅サービスを全て担い、報酬については定額報酬にするべきであると述べ、現行のサービス提供体制が非効率であることを示唆した。

服部万里子 氏

立教大学コミュニティ福祉学部 教授／服部メディカル研究所 所長の服部万里子氏は、「訪問介護」が受ける影響について講演。新サービスである「定時巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」や「サービス付き高齢者向け住宅」の創設、「小規模多機能型居宅介護」の拡充、また、要支援の介護予防事業移行により訪問介護利用者は減少すると述べた。また、介護福祉士法の改正による介護福祉士取得が困難になり、居宅介護の人員確保が難しくなる事から、訪問介護事業者にとって今後厳しくなることを明らかにした。

荒井　信雄 氏

株式会社さくらケア代表取締役の荒井信雄氏は全国訪問介護協議会会長の立場から介護報酬改定による「訪問介護」の影響分析と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」創設による影響についてシュミレーションを示しながら講演した。冒頭に訪問介護の介護報酬改定の影響は、同社が地域区分（特別区）と重度対応の訪問介護を行っていることから自社にとって大きなダメージを受けないが、将来的に予防訪問介護と生活援助の報酬が介護保険外サービスになる可能性が極めて高いことなどから、非常に経営が厳しくなると述べた。また、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、自治体ごとの独自基準があることから、自治体への確認（公募制をとるのか?協議制をとるのか?オペレーションセンター設置を義務付けるか?コールを受ける際の危機に関する制約を設けるか?など）を必ずするように言及した。

最後の徹底討論では、シンポジストと参加者から新たな基準や報酬に対しての意見や質問が寄せられた。また、講演の中では話に挙げられなかったグループホームの引き下げについては議論がなされ、2ユニット以上の要介護4・5の重度まで減算になっている事についてはあまりに厳しい評価だったのではないかという声もあった。また、新サービスの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合サービス」についての質問を中心に多数の発言が飛び交った。シンポジウム終了後も講師に個別で質問する参加者が絶えず、盛況にて終了した。（文／田中聡一郎）